

令和5年9月使用分（10月請求分）から水道料金が改定になります

【問合せ】水道課 水道業務係 ☎774・3141

改定内容

一般用料金

- 1か月当たり10m³の基本水量を廃止
- 口径別の水道料金に変更
- 11m³以上の従量料金は均一料金
- 旧簡水一般用料金を廃止し、一般用料金と同額に変更

特殊料金

- 公衆浴場用料金は改定して継続
- 温泉旅館用料金は改定して継続
- リゾートマンション用料金を新設

※特殊料金表は、市ウェブサイトをご覧ください。なお、福祉減免制度は8月分で終了します

一般用水道料金表（税込み）

現行料金		改定料金	
基本料金		基本料金	
13mm	2,460円 /10m ³ (旧簡水一般用料金は2,246円/10m ³)	13mm	1,628円
20mm		20mm	1,683円
25mm		25mm	1,760円
30mm		30mm	3,300円
40mm		40mm	4,950円
50mm		50mm	10,560円
75mm	28,270円	75mm	28,270円
100mm以上		100mm以上	86,350円
従量料金（1m ³ 当たり）		従量料金（1m ³ 当たり）	
11～5,000m ³	246円	口径	1～10m ³ 11m ³ 以上
5,001～10,000m ³	214円	13・20mm	77円
10,001m ³ ～	134円	25mm以上	242円

旧簡水一般料金も同料金になります

9月10日は「下水道の日」～下水道 みえないところで ファインプレー～

【問合せ】下水道課 下水道業務係 ☎774・2740

下水道に接続しましょう

下水道は、みなさんが接続しなければ事業効果を発揮することができません。

くみ取り便所は、下水の処理が可能となつてから3年以内に水洗便所に改造することが法律で義務付けられています。浄化槽を設置している場合でも、浄化槽整備区域を除き速やかに接続しましょう。

- 令和4年度末の市内の下水道普及率（下水道が利用できる人口割合）は99.1%
- 水洗化率（下水道を利用している人口割合）は93.1%

下水道は正しく使いましょう

下水道には、水に溶けない紙や固形物を流さないでください。処理場などでタオルやおむつなどが、ポンプを詰まらせる事故が発生しています。

下水道に灯油やてんぷら油を流すと処理に影響が出ますので、流さないでください。

一人ひとりがルールを守って使うよう心がけましょう。

利子補給制度があります

市では下水道接続工事に対して、百万円を限度とした融資の利子補給制度を設けています。詳しくは、お問い合わせください。

排水設備工事は「指定工事店」で

トイレの改造や排水設備工事は、市の指定工事店でなければ行うことができません。指定工事店は、みなさんに代わって市役所への書類の申請手続きなども行います。工事は、指定工事店に依頼してください。

